

入札説明書

案件名：地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援) 事務局運営業務

入札説明書	1 (頁)
提出書類一覧表	5
入札書・委任状	6
質問書	1 1
契約書 (案)	1 2
条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1)	1 7

入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、条件付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

第1 入札に付する事項

1 業務名

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金(物価高騰対応重点支援)事務局運営業務

2 主な業務内容

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金(物価高騰対応重点支援)事務局運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

第2 入札参加者に必要な資格

1 必要な資格

- (1) 徳島県内に本店、本部又は支店、支部等を有していること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 徳島県内の官公庁において、類似の事務処理業務において業務完了実績を有する者(過去5年以内のものに限る。)又は現に業務を実施しており、業務完了の見込みがあると認められる者
- (7) プライバシーマーク及びISO27001(ISMS)を取得(更新手続き中を含む)していること

2 資格審査の申請の方法

- ① この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び、入札参加資格確認資料を次に定めるところにより持参のうえ、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- ② 提出期間
令和8年3月19日(木曜日)から同年4月2日(木曜日)まで(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ③ 提出場所
徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進担当
住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 (088)621-2260
ファクシミリ (088)621-2845
電子メール sustainablesakai@pref.tokushima.lg.jp
- ④ 提出方法
持参
- ⑤ 参加資格の確認及び通知
ア 提出期間内に条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び、入札参加資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。
なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「1 必要な資格」によるものとする。ただし、(6)に規定する基準のうち、資格審査の申請時点で業務完了実績がなく、現に業務を実施している者については、委託元の官公庁に業務の実施状況を確認することがある。
イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年4月3日(金曜日)までに書面により通知する。

第3 入札説明書及び仕様書について

徳島県ホームページからダウンロードすること。

第4 入札についての問合せ方法等

(1) この入札についての問合せ先

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進担当

住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 (088) 621-2260

ファクシミリ (088) 621-2845

電子メール sustainablesakai@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せ方法

質問様式により、電子メールで提出すること（電話、ファクシミリ等による問い合わせは不可）。

(3) 受付期間

令和8年3月19日（木曜日）から同年3月31日（火曜日）午後5時までとする。

(4) 回答の方法

問合せに対する回答は、令和8年4月1日（水曜日）午後5時までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて随時掲示するものとする。

第5 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和8年4月6日（月曜日） 午前10時00分

② 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁4階 4A会議室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札書の作成、提出等

入札書は、所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札案件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札案件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

オ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、

氏名を記載すること。

カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

② 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 第2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札案件」で案件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち合わせて行う。

第6 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

所属名 徳島県生活環境部 サステナブル社会推進課 脱炭素推進担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

第7 その他

(1) 入札の参加について

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めらるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

(2) 提出書類について

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

(3) その他

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ② 条件付一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ③ 提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、県が要求した場合は、この限りでない。

第8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

提出書類一覧表

1 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等提出時

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 1通

「様式1（条件付一般競争入札参加資格確認申請書）」において、「入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

(2) 添付書類

ア 徳島県内の官公庁において、類似の事務処理業務について業務完了実績が確認できる書類（過去5年以内のものに限る。）又は現に業務を実施していることが分かる書類

イ プライバシーマーク及びISO27001（ISMS）を取得（更新手続き中を含む）していることが分かる書類

2 入札書提出時

(1) 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「入札案件 地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務」を記載すること。

(2) 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1通

入札書については、コピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業 務 名 地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業
費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運營業務

入札保証金 免 除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島
県規則第39号）により入札します。

年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入札書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

業務名 ○○○○業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1

氏名 徳島県庁株式会社
役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

■ 代理人が入札するとき

入札書

入札金額

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

業務名 ○○○○業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島規則第39号)により入札します。

令和○年○月○日

住所 徳島県徳島市万代町1-1

氏名 徳島県庁株式会社
役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○○
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効(含個人事業者)

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないものなど

¥マークを付すこと(無い場合は無効)

「代理人」と記入(無い場合は無効)

再入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業務名

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業
費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運營業務

入札保証金

免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、
を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する「地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運營業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住所 徳島県〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 阿波 花子

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名（支社・支店名等）、を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する「地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運營業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

年 月 日

業務名：地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援)事務局運營業務

商号又は名称

連絡先

E-mail

質問項目	
内容	

委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務
- （2）委託業務の内容 別添の「地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。
2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和9年2月26日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金●●●円とする（うち消費税及び地方消費税の額金●●●円）。

- 2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲の指示する様式による委託業務完了報告書に成果物を添えて、甲に提出しなければならない

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（再委託等の禁止）

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせては

ならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があつたとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかつたとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(著作権の帰属等)

第16条 委託業務の過程で生じた全ての著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属する。

2 乙は、甲に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第18条 乙は、委託業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 乙は、委託業務について契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、その契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、無償で修正する義務を負うものとする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判

所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年●●月●●日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 ●●● (住所)
●●● (社名)
●●● (役職) ●●● (代表者名)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

様式 1

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所 等
商号又は名称
代表者氏名

当社は、令和 8 年 3 月 1 9 日付けで入札公告のありました次の業務に係る条件付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、入札説明書に記載された参加資格をすべて満たした上で業務を遂行することが可能であること及び添付書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名 地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務

2 添付書類

- ① 徳島県内の官公庁において、類似の事務処理業務について業務完了実績が確認できる書類（過去 5 年以内のものに限る。）又は現に業務を実施していることが分かる書類
- ② プライバシーマーク及び I S O 2 7 0 0 1 （ I S M S ）を取得（更新手続き中を含む）していることが分かる書類

連絡担当者名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	